

広島県告示第七百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十一年七月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を廃止した事業所	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人沼隈社会福祉協会	福山市沼隈町草深一八八九番地の二六	沼隈社会福祉協会訪問入浴サービスふくし	福山市沼隈町草深一八八九番地の二六	介護予防訪問入浴介護	平成二十一年三月三二日
社会福祉法人東城有栖会	庄原市東城町川西九四七番地二	東寿園訪問看護ステーション	庄原市東城町川西九六四番地	介護予防訪問看護	平成二十一年三月三二日
医療法人紅十字会	福山市三吉町四丁目一番一五号	総合病院三愛	福山市三吉町四丁目一番一五号	介護予防通所リハビリテーション	平成二十一年四月三〇日
医療法人社団三康会	三原市宗郷一丁目三番一二号	ヘルパーステーション宗郷	三原市宗郷二丁目三番三六号	介護予防訪問介護	平成二十一年五月三二日
サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一六号	サンキ・ウエルビー介護センター船越	広島市安芸区船越南三丁目二五―二八MOMOBIL二〇一	介護予防訪問介護	平成二十一年六月三〇日
株式会社H I R O	福山市蔵王町一六二番地一	デイサービスセンターM a n e r b l e O	福山市蔵王町一六二番地一	介護予防通所介護	平成二十一年六月三〇日